

株式会社斐太工務店「(仮称) 江差風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告について

平成30年2月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社斐太工務店に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道檜山郡江差町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：約21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 3月24日
環境大臣意見受理	平成29年 6月 2日
経済産業大臣意見発出	平成29年 6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 8月14日
住民意見の概要等受理	平成29年11月 7日
北海道知事意見受理	平成29年12月25日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 2月 9日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松橋、岡田
電話：03-3501-1742（直通）

株式会社斐太工務店

「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)